催する件

○公共測量の実施について通知があっ

公

告

○一般競争入札を行う件二件

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関

する法律の規定により公聴会を開

報

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

### 目 次

告

示

○道路の供用を開始する件 ○道路の区域を変更する件 ○大規模小売店舗の変更の届出につ いて意見があった件 件

九 凸 凸

一般競争入札を行う件

盐  $\bigcirc$ 

福島海区漁業調整委員会

○こうなご電気棒受網漁業について

卆

第二千百四十六号中

### 福島県告示第九十七号 示

94 二年二月十九日から同年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一 福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管

一般競争入札を行う件五件

九

接する地域住民に対して充分な事前説明を実施し、

店舗周辺には、一般住居が存在しているので、時間変更に伴う騒音については、隣

理解を得るとともに必要な対策を

(商業まちづくり課)

また、公害苦情発生の折には誠意ある対応を行うこと。

法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか

騒音に関する事項

福島サティ

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事

佐

藤

雄

平

講じること。

### 福島県郡山警察署

○すくい網漁業について指示する件 못

### 正

〇平成二十二年一月十二 一日付け定例

○警備員等の検定を実施する件

卆

福島県公安委員会

た件二件

### 福島県警察本部

 $\bigcirc$ 

### 福島県福島警察署

一般競争入札を行う件

○一般競争入札を行う件

긆

平成二十二年二月十九日

## 福島県いわき中央警察署

<u>=</u>

킽

指示する件 뒫

2

## 福島県告示第九十八号

課及び福島県県北建設事務所で平成二十二年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

福島県知事 佐 藤 雄 平

折線編	<b>県道保原</b>	路 線 名
○番一地先まで 同 市保原町字豊田四	市保原町	区間
変更後	変更前	更後の別
	11.0	(メートル)敷地の幅員
五 九 · 三	五七・〇	(メートル) 長

(道路計画課)

## 福島県告示第九十九号

課及び福島県県北建設事務所で平成二十二年二月十九日から二週間 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 平成二十二年二月十九日 一般の縦覧に供する。

福島県知事 佐 藤 雄 平.

E	路			
糸	線			
í	Ż			
	-			
	区			
l	間			
	•			
更	変			
更後の	変更前変			
別	変			
_	敷			
X	地			
]  -	0)			
ル	幅			
)	員			
$\overline{}$	延			
X				
  -				
ル				
_	長			

	おお	所 伊達 崎桑 桑
	一地先ま	同の方程のである。 一九番一地先から 伊達市保原町字下河原
	変更後	変更前
В	A	A
		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
九 一	一〇六・三	一〇六・三

(道路計画課)

3

### 福島県告示第百号

設事務所で平成二十二年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

平成二十二年二月十九日

福島県知事 佐 藤 雄 平

折線 県道保原伊達崎桑	路線名
同 伊 達 市	供
市保原町字二	用
字字	開
原 原	始
五九番	の
一 地 先 先	区
まで	間
二〇日 平成二二年二月	供用開始の期日

(道路計画課

### 公告第六十三号

おり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下 県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告 「施行令」という。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島 給与システム入力データ変換業務(データエントリー業務)の委託について、次のと

平成二十二年二月十九日

福島県知事 佐 藤 雄 平

入札に付する事項

1 件名及び予定数量 給与システム入力データ変換業務(データエントリー業務) 一般データエントリー 三十四万八千件

- 前職情報 債権者登録
- 五百件 六百件
- 業務の仕様等 仕様書による
- 履行期間 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 納入場所 福島県庁西庁舎四階人事課分室 (福島市杉妻町二番十六号)
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、 かつ、当該入札に参加する者に必
- 施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること

要な資格の確認を受けた者であること。

- 2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名 停止を受けていない者であること。
- 場合、午後一時に七千件の入力データを受け取り、翌日の午前九時までに成果品を 上又は日本語データを千件以上処理する能力を有し、かつ、一般データを処理する 納入することができる処理能力を有する者であること。 数をそれぞれ六十八文字及び五十文字として、一日当たり、 (一バイト文字と二バイト文字が混在するデータをいう。以下同じ。) の平均文字 一般データ(一バイト文字のみのデータをいう。以下同じ。)及び日本語データ 一般データを一万件以
- 三 入札に参加する者に必要な資格の確認 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3に
- 掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当 該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。 提出期間 平成二十二年二月十九日(金)から同年三月八日 (月) まで (土曜日
- 2 及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時三十分まで 提出場所 郵便番号九六〇—八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
- 福島県総務部人事総室人事課

電話〇二四―五二一―七〇七一

- 成二十二年三月八日(月)午後五時三十分まで必着とする。 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、 書留郵便とし、 平
- 入札及び開札の日時及び場所

3

- 日時 平成二十二年三月十九日 金) 午前九時三十分
- 2 番十六号) 場所。福島県庁西庁舎四階総務部人事総室人事課分室一(福島県福島市杉妻町二
- Ŧi. 入札保証金及び契約保証金
- 2 ずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のい 札単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額の合計額の百分の三以上の額の入札保 契約保証金 入札保証金 入札に参加を希望する者は、一の1の口から四までの項目ごとの入 落札者は、一の1の⊖から四までの項目ごとの契約単価に当該項目

場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 ればならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する の予定数量を乗じて得た額の合計額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなけ

六 入札者に要求される事項

t 関し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に 入札の無効 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限まで

第2157号

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

九 その他

報

1

執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十二年四月一日以降で予算

入札方法 入札書には、一の1の一から四までの項目ごとにそれぞれ一件ごとの

の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額 の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税 単価及び当該単価に予定数量を乗じて得た額を記載すること。 なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札単価に当該単価の百分

行ったものを落札者とする。 単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額の合計額の最低額をもって有効な入札を 定単価の制限の範囲内である者であって、一の1の一から四までの項目ごとの入札 落札者の決定方法 一の1の□から回までの項目ごとの入札単価のそれぞれが予

契約書作成の要否 要

3

福

4 詳細は、 入札説明書による。

入 事 課

### 公告第六十四号

第二百四十六条第一項の規定により公告する。 法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七条の六第 項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。) 犬抑留所管理等業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、 地方自治

平成二十二年二月十九日

福島県知事 佐 藤 雄 平

### 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 犬抑留所管理等業務 式
- 2 業務の仕様等 仕様書による
- 3 履行期間 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

履行場 所 県北地区犬抑留所 県中地区犬抑留所 (福島県郡山市日和田町八丁目字堰山三十五番十号) (福島県福島市渡利字高畑入八十番三号)

4

県南地区犬抑留所 (福島県白河市双石形見坂一番百号)

会津地区犬抑留所(福島県会津若松市大戸町大字雨屋字余松丁千七百

相双地区犬抑留所(福島県南相馬市原町区下渋佐字湊百五十五番二号)

入札に参加する者に必要な資格に関する事項

要な資格の確認を受けた者であること。 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、 かつ、当該入札に参加する者に必

施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること

2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名 停止を受けていない者であること。

県知事の登録を受けている者であること。 十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について同項の規定により都道府 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第

入札に参加する者に必要な資格の確認

該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。 掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、 『げる事頁について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3に

日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時三十分まで 提出期間 平成二十二年二月十六日 (火) から同年三月十五日 月 まで (土曜

提出場所 郵便番号九六〇—八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課

電話〇二四―五二一―七二四五

3 契約条項を示す場所等 うものとし、平成二十二年三月十五日 (月) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により 午後五時三十分まで必着とする。

契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、 入札書の提出場所及び問い合わせ

兀 1

先 三の2に掲げる場所に同じ。 入札及び開札の日時 平成二十二年三月二十五日 (木) 午後一時三十分

3 五番七十五号) 入札及び開札の場所 福島県庁東分庁舎二階二〇三会議室(福島県福島市杉妻町

十四日(水)午後五時三十分まで必着のこと。 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十二年三月二

入札保証金及び契約保証金

Ŧi.

2

ずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のい。 入札保証金 - 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなけ

t

入札の効力

場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 ればならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する

入札の無効

す入札に関する条件等に違反した入札は、 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示 無効とする

執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二 一十二年四月一日以降で予算の

八 その他

1 端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係 の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分 見積もった契約希望金額の百

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札 五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

を行った者を落札者とする。

報

3

契約書作成の要否

要

4 その他 詳細は、 入札説明書による

(食品生活衛生課)

### 公告第六十五号

項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第四

平成二十二年二月十九日

福島県知事 佐 藤 雄 平

午後一時三〇分	日
議室「福島市○三会」	場所
変更について福島県カワウ保護管理計画の	案件

自然保護課

### 公告第六十六号

の規定により、公共測量の実施について、平成二十二年二月九日付けで郡山市日和田土測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項 地区画整理組合理事長から次のとおり通知があった。

平成二十二年二月十九日

測量地域 郡山市北部

測量期間 平成二十二年二月一日から同年三月二十六日まで

福島県知事

佐

藤

雄

平

作業の種類 公共測量 (二級基準点測量)

(技術管理課建設産業室)

三

### 公告第六十七号

の規定により、公共測量の実施について、平成二十二年二月九日付けで独立行政法人都測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項 市再生機構いわき都市開発事務所長から次のとおり通知があった。

平成二十二年二月十九日

福島県知事

佐

藤

雄

平

いわき市平吉野谷地域

測量期間 平成二十二年二月十二日から同年三月十日まで

三 作業の種類 公共測量(三級基準点座標変換及び三級基準点測量)

(技術管理課建設産業室)

## 福島県公安委員会

## 福島県公安委員会公告第1号

警備員等の検定を次のとおり実施する 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定により、

平成22年2月19日

福島県公安委員会委員長 画 艦 淳

検定の種別及び級、日時並びに場所

			94	\(\frac{1}{2}\)\(\fr
	(金) 午前9時から午後5時	$\widehat{\textcircled{\#}}$	22年10月15日	施設警備業務
53番5号)	平成22年6月25日(金)午前9時から午後5時まで	( <del>k)</del>	平成22年6月25日 まで	維踏警備業務 2級
館(福島県福島 高県福島県福島			AH.	1級
福島県青少年会	(金) 午前9時から午後5時	<b>⊕</b>	平成22年5月21日	雑踏警備業務
場	- 平		П	種別及び級

### 2 検定対象者

第2157号

 $\Xi$ 雑踏警備業務1級

営業所(以下単に「営業所」という。)に属する警備員であるものであって、次の ア又はイのいずれかに該当するもの 福島県内に住所を有する者又は福島県外に住所を有する者で福島県内に所在する

- 合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上である 明書(以下単に「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、当該 ようとする警備業務の種別に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証 則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する2級の検定(受検し 検定を受けようとする警備業務の種別について、警備員等の検定等に関する規
- 福島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める
- 2 雑踏警備業務2級及び施設警備業務2級
- 福島県内に住所を有する者
- 福島県外に住所を有する者で営業所に属する警備員であるもの
- 検定の定員

 $\Xi$ 検定申請手続等 検定申請手続

に定める警察署に提出すること。 署に備付けの検定申請書に必要事項を記入し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次 検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)は、福島県内の各警察

なお、郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

- 福島県内に住所を有する者 住所地を管轄する警察署
- 所在地を管轄する警察署 福島県外に住所を有する者で営業所に属する警備員であるもの 当該営業所の

検定申請書は、(1)の検定申請書に次に掲げる書類を添付するものとする

雑踏警備業務1級

- が交付した1級検定受検資格認定書の写し あることを証する書面、2の(1)のイに該当する者にあっては福島県公安委員会 る合格証明書の写し及び当該検定に係る警備業務に従事した期間が1年以上で 2の(1)のアに該当する者にあっては受検しようとする種別の2級の検定に係 各1通
- (4) 2の(2)のアに該当する者にあってはその住所地を疎明する書面(住民票の写 に属する警備員であることを疎明する書面 1通 し、自動車運転免許証の写し等)、2の(2)のイに該当する者にあっては営業所
- (ウ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の総3セン チメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日 2葉

- 雑踏警備業務2級及び施設警備業務2級 アの(イ)及び(ウ)に同じ。
- 検定申請の受付期間
- 雑踏警備業務1級
- 平成22年 4 月12日 (月)から同月20日(火)までの午前9時から午後5時まで
- 雑踏警備業務2級
- 平成22年 5 月10日 (月)から同月18日(火)までの午前9時から午後5時まで
- 施設警備業務2級

したときは、その後の申請については受付期間中であっても受付を締め切るものと なお、各検定とも検定の申請の先着順に受検者を決定し、受検者の数が定員に達 平成22年8月16日(月)から同月24日(火)までの午前9時から午後5時まで

(4) 検定手数料

(ア) 雑踏警備業務 13,000円

納付方法

(4) 施設警備業務 16,000円

福島県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること

検定申請者に対し、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。この なお、既納の検定手数料は、返還しない。

S

検定の方法

受検票は、受検当日必ず持参すること。

技試験は行わない。 検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、

乗

検定に関する問い合わせ先

福島県警察本部生活安全部生活安全企画課 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号 電話024-522-2151 内線3026又は3027

(生活安全企画課)

## 福島県警察本部

## 福島県警察本部公告第2号

項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1 条第1項の規定により公告する。 運転免許証登録作成等業務に係る委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、

平成22年 2 月19日

### 福島県警察本部長 兹 H 光

75

### 入札に付する事項

- 件名及び数量 運転免許証登録作成等業務
- 2 委託業務の仕様等 仕様書による
- 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

要な資格の確認を受けた者であること。 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

- 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 停止を受けていない者であること。 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをして いる者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号) ないと認められる者であること。 る者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障が の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされてい
- (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに 社会保険料を滞納していない者であること。
- (5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれ らに準ずる者であること。
- 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること
- 福島県内に事業所を有する者であること。
- る業務を確実に履行できる者であること。 仕様書に定める業務内容と同程度の業務の履行実績があり、かつ、仕様書に定め
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

者に必要な資格の確認を受けること。 成22年3月5日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する ら(7)までに掲げる事項及び2の(8)の履行実績について証明できる書類を添付して、平 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)か

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

- 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3 に掲げる場所
- 2 本部会計課分室(福島県福島市杉妻町2番16号) 入札説明会の日時及び場所 平成22年2月25日 (木) 午後1時30分 福島県警察

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月23日(火)午後4時 館302会議室(福島県福島市中町8番2号) 福島県自治会
- その他郵便による入札は、認めない。
- 入札保証金及び契約保証金
- かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれ 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合 においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する
- 入札の無効

入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

入札の効力

が可能となったとき、入札の効力が生じる 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行

みの街

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った者を落札者とする。
- 契約書作成の要否
- その街 詳細は、入札説明書による

宝 ±Ψ 誤

## 福島県警察本部公告第3号

務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する う。) 第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財 般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」とい 運転免許証更新連絡業務及び高齢者講習受講通知業務の委託について、次のとおり一

平成22年2月19日

福島県警察本部長 松  $\forall$ 光

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び予定数量 運転免許証更新連絡業務及び高齢者講習受講通知業務 375,000
- 2 委託業務の仕様等 仕様書による

- 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 福島県警察福島運転免許センター (福島県福島市町庭坂字大原1番1
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 要な資格の確認を受けた者であること。
- 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名 停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをして 障がないと認められる者であること。 る者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支 の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされてい いる者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)
- (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに 社会保険料を滞納していない者であること。
- (5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれ らに準ずる者であること
- 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること
- 福島県内に事業所を有する者であること。
- (8) 仕様書に定める業務内容と同程度の業務の履行実績があり、かつ、仕様書に定め る業務を確実に履行できる者であること。
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

福

ら(7)までに掲げる事項及び2の(8)の履行実績について証明できる書類を添付して、平 者に必要な資格の確認を受けること。 成22年3月5日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)か

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係 電話024-522-2151

- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3 に掲げる場所
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年2月25日 (木) 午後3時 会計課分室(福島県福島市杉萋町2番16号) 福島県警察本部
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月23日(火)午後4時30分 治会館302会議室(福島県福島市中町8番2号) 福島県自
- (4) その他 郵便による入札は、認めない。
- 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額の 249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一 部の納付を免除する。 100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第
- のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除す 額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号 契約保証金 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の
- 入札の無効

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

入札の効力

が可能となったとき、入札の効力が生じる。 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行

その他

 $\infty$ 

(1) 入札方法 入札書には、運転免許証更新連絡業務及び高齢者講習受講通知業務1 件当たりの単価を記載すること。

105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った者を落札者とする。
- 契約書作成の要否

その他 詳細は、入札説明書による

会区

## 福島県警察本部公告第4号

第246条第1項の規定により公告する。 6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。) ので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。) 第167条の 自動車保管場所データ電算入力業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行う

平成22年2月19日

福島県警察本部長 松 H 光 Z.

- 入札に付する事項
- 件名及び予定数量 自動車保管場所データ電算入力業務 139,060/4
- 委託業務の仕様等 仕様書による
- 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
- 履行場所 福島県警察本部交通管制センター分庁舎(福島県福島市旭町 7 番21号)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 次に掲げる条件をすべて満足している者であ

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- ) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名 停止を受けていない者であること。(3) 会計再生法(平成14年決律第154号)の規定による再生手結開始の由立てをして
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに 社会保険料を滞納していない者であること。
- 福島県内に事業所を有する者であること。
- (6) 仕様書に定める業務内容と同程度の業務の履行実績があり、かつ、仕様書に定める業務を確実に履行できる者であること。
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及 び(5)に掲げる事項並びに2の(6)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成 22年3月5日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者 に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

福

- 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月24日(水)午前10時30分 福島県自治会館302会議室(福島県福島市中町8番2号)
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。
- 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除すのいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

人和の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示 入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

から向

(1) 入札方法 入札書には、自動車保管場所データ電算入力業務1件当たりの単価を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 契約書作成の要否要
- その他 詳細は、入札説明書による

(会 計 課)

## 福島県警察本部公告第5号

自動車保管場所現地調査業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246

平成22年2月19日

条第1項の規定により公告する。

福島県警察本部長 松 本 光 弘

### 1 入札に付する事項

- 1) 件名及び予定数量 自動車保管場所現地調査業務 111,170件
- (2) 委託業務の仕様等 仕様書による。
- ) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 履行場所 福島県の全域
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名 停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)

ないと認められる者であること。 る者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障が の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされてい

- (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに 社会保険料を滞納していない者であること。
- (5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれ
- 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。
- 付の申請の代理を業としていないものであること。 保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の書面の交 福島県内に事業所を有する者であって、自動車の販売若しくは整備又は自動車の
- (8) 仕様書に定める業務内容を公正かつ適格に遂行し得る者であること
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

を取けること。 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認 ら(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月5日(金) 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)か

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号 電話024-522-2151 福島県警察本部警務部会計課入札係

- 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年2月24日 (水) 午後1時 本部対策室(福島県福島市杉妻町2番16号) 福島県警察本部

福

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月24日(水)午前11時 館302会議室(福島県福島市中町8番2号) 福島県自治会
- (4) その他 郵便による入札は、認めない。
- 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額の 部の納付を免除する。 249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一 100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除す 額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号
- 人札の無効

6

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする 入札の効力

が可能となったときに、入札の効力が生じる 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行

- みの街
- (1) 入札方法 入札書には、自動車保管場所現地調査業務1件当たりの単価を記載す

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る 5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端 なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った者を落札者とする。
- 契約書作成の要否 敗
- その他 詳細は、入札説明書による。

会区 誤

## 福島県警察本部公告第6号

という。) 第167条の6第1項及び福島県財務規則 (昭和39年福島県規則第17号。以下 おり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」 「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する パーキング・メーターの管理等事務及び手数料収納事務に係る委託について、次のと

平成22年2月19日

入札に付する事項

件名及び数量 パーキング・メーターの管理等事務及び手数料収納事務 1

福島県警察本部長

松

H 光

Z.

- 委託業務の仕様等 実施要領による。
- 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
- 履行場所 福島県警察本部長が指定する場所

要な資格の確認を受けた者であること。 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

- 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 停止を受けていない者であること。 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名
- の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされてい いる者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをして

る者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。(4) 相に注入報 注入重業数 注入目足数 白動車数 巡費数みが困去巡費数法がに

- (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれらに進ずる者であること。
- (6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。
- 7) 福島県内に事業所を有する者であること。
- 8) 実施要領に定める業務内容を公正かつ適格に遂行し得る者であるここがによっては、

入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(7)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月5日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号福島県警察本部警務部会計課入札係

報

電話024-522-2151

- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年2月24日(水)午後2時30分 福島県警察本部本部対策室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月24日(水)午前11時30分 福島県自治会館302会議室(福島県福島市中町8番2号)
- (4) その他 郵便による入札は、認めない。
- 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第529条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 人札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったとき、入札の効力が生じる。

8 みの街

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 契約書作成の要否 要
- その他 詳細は、入札説明書による。

(会計課)

## 福島県福島警察署

## 福島県福島警察署公告第1号

福島警察署放置車両確認事務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成22年2月19日

\_

福島県福島警察署長

安艦

마

| |

- 1 入札に付する事項
- 件名及び数量 福島警察署放置車両確認事務 一式
- 2) 委託業務の仕様等 仕様書による。
- 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日ま
- ) 履行場所 福島県福島警察署の管轄区域
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名 停止を受けていない者であること。
- ) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに 社会保険料を滞納していない者であること。

- 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれ
- 6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。
- 3 仕様書に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- 1 項の規定による福島県公安委員会の登録を受けていること。ただし、次に掲げる 入札参加資格確認申請までに道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第
- 当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者 道路交通法第51条の9の規定による福島県公安委員会の適合命令を受けており
- 道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当すると認められる者
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

確認を受けること。 午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の 6(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月5日(金)入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)カ

福島県福島警察署庶務課 郵便番号960-8101 福島県福島市上町7番31号

電話024-522-2121

- 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所
- 2 福島運転免許センター4階会議室(福島県福島市町庭坂字大原1番1号) 入札説明会の日時及び場所 平成22年2月26日 (金) 午後1時30分 福島県警察
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年 3 月23日 (火) 午後 1 時30分 島警察署 4 階大会議室(福島県福島市上町 7 番31号) 福島県福

福

- その他郵便による入札は、認めない。
- 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札 かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれ
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合 においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

入札の効力

が可能となったときに、入札の効力が生じる 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ
- 行った者を落札者とする。 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
- 契約書作成の要否
- その句 詳細は、入札説明書による

**無** 務 誤

## 福島県郡山警察署

## 福島県郡山警察署公告第1号

条第1項の規定により公告する。 項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。) 第167条の6第1 郡山警察署放置車両確認事務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、

平成22年 2 月19日

福島県郡山警察署長

潕 丰

無

쁴

### 入札に付する事項

- 件名及び数量 郡山警察署放置車両確認事務
- 委託業務の仕様等 仕様書による。
- 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日ま
- 履行場所 福島県郡山警察署の管轄区域
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 要な資格の確認を受けた者であること。 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必
- 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- 2 停止を受けていない者であること。 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをして いる者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号) 障がないと認められる者であること。 の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされてい る者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支
- (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに

社会保険料を滞納していない者であること。) 緬資産1'000万円以上の株式会社若しくは

- (5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれらに準ずる者であること。
- 6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。
- )仕様書に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- ) 入札参加資格確認申請までに道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第 1項の規定による福島県公安委員会の登録を受けていること。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者を除く。
- ア 道路交通法第51条の9の規定による福島県公安委員会の適合命令を受けており 当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者
- イ 道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当すると認められる者
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

w

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月5日(金)午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号963-8842 福島県郡山市字城清水23番地福島県郡山警察署庶務課

電話024-922-2800

- 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3 に掲げる場所に同じ。 (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年2月26日(金)午後1時30分 福島県警察
- )、「14 फが開封の日時फが担応・巫라29年3日29日(ル)先後1時30分・短鳥目割

福

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月23日(火)午後1時30分 福島県郡山警察署4階大会議室(福島県郡山市字城清水23番地)
- (4) その他 郵便による入札は、認めない。
- 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行

が可能となったときに、入札の効力が生じる。

- その街
- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 契約書作成の要否 要
- その他 詳細は、入札説明書による。

(庶務 諸

# 島県いわき中央警察署

# 福島県いわき中央警察署公告第1号

いわき中央警察署放置車両確認事務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成22年 2 月19日

福島県いわき中央警察署長 折 笠

剪

| |

- | 入札に付する事項
- 1) 件名及び数量 いわき中央警察署放置車両確認事務
- 委託業務の仕様等 仕様書による
- 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日ま
- (4) 履行場所 福島県いわき中央警察署の管轄区域
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

2

- ))この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名 停止を受けていない者であること。
- ))会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

第2157号

- (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに 社会保険料を滞納していない者であること。
- (5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれ らに準ずる者であること
- 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。
- 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- いずれかに該当する者を除く。 1 項の規定による福島県公安委員会の登録を受けていること。ただし、次に掲げる 入札参加資格確認申請までに道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第
- 当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者 道路交通法第51条の9の規定による福島県公安委員会の適合命令を受けており
- 道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当すると認められる者
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の 確認を受けること。 ら(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月5日(金) 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)な

郵便番号973-8601 福島県いわき市内郷御厩町四丁目148番地 福島県いわき中央警察署庶務課

電話0246-26-2121

- 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年2月26日(金)午後1時30分 福島県警察 福島運転免許センター4階会議室(福島県福島市町庭坂字大原1番1号)

福

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月23日(火)午後1時30分 わき中央警察署 3 階大会議室(福島県いわき市内郷御厩町四丁目148番地) 福島県い
- (4) その他 郵便による入札は、認めない。
- 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札 かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する 保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれ
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

が可能となったときに、入札の効力が生じる 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行

- その他
- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に 分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った者を落札者とする。
- 契約書作成の要否
- 詳細は、入札説明書による

()

務

# 福島海区漁業調整委員会

# 福島海区漁業調整委員会指示第一号

六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。 福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百

福島海区漁業調整委員会

幸

徳

平成二十二年二月十九日

操業の承認

のためだけに使用する船舶については、この限りでない。 ればならない。ただし、自家用釣餌料を採捕することを目的とするたもすくい網漁業 る船舶ごとに福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなけ おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用す

- 承認の対象漁船
- 操業期間 すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。
- 五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月 一日までとする。 操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は平成二十二年三月一日から同年 一日から同月三十
- 制限又は条件
- 操業の禁止区域 次に掲げる海域での操業は、禁止する。
- だし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件(昭和三十八年農林省告示第五百 おきあみを対象とする場合は、小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項た

- 潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域) 央から正東の線以南の福島県の海域(県外船舶にあっては、⑴の海域及び最大高 いかなごを対象とする場合は、①の海域及び最大高潮時における富岡川河口中号)の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域
- 2 承認証の備付け及び標識の表示

に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。 操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、 次



3 操業の協定

動しなければならない。 合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移 じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場 操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生

漁獲成績の報告

員会に提出しなければならない。 操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委

Ŧi. 承認の取消し

この指示に違反したときは、 承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

福

とする。 この指示の有効期間は、平成二十二年三月一日から平成二十三年二月二十八日まで

# 福島海区漁業調整委員会指示第二号

法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、 福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法(昭和一 次のとおり指示する。 一十四年

平成二十二年二月十九日

福島海区漁業調整委員会

田 幸 徳

操業の承認

業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。 こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁

承認の対象漁船

する。 こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、 総トン数十五トン未満と

> 三 操業期間

操業期間は、平成二十二年四月一日から同月三十日までとする。

兀 制限又は条件

操業の禁止区域

夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域(県外船舶にあっては、 次に掲げる海域での操業は、禁止する

く福島県の海域) 業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件(昭和三 夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び小型機船底びき網漁 十八年農林省告示第五百一号)の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除

承認証の備付け及び標識の表示

に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。 操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、 次

2 2 第 号	福海こうなご	←40センチメートル→
₩ ₩ ₩	30 F. A. J.	

3 操業の協定

合において、操業協定が締結されるまでの間は、 じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場 操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生 競合又は紛争の生じない漁場に移

動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

員会に提出しなければならない。 操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委

Ŧi. 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

とする。 この指示の有効期間は、平成二十二年三月一日から平成二十三年二月二十八日まで

ページ	正
段	当性
行	誤
正	
誤	

○平成二十二年一月十二日付け定例第二千百四十六号中

兀

第2157号

上目次中

をした旨届出があった件土地改良法により換地処分

とした旨届出があった件 土地改良法により換地処分

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

108